

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害等リスク

【南海トラフ巨大地震（地震・津波）】

- 大陸プレートの下に沈み込む海洋プレートが蓄積したひずみの開放に伴う地震。
- 駿河トラフから南海トラフ付近で南海地震、東南海地震、東海地震として 100～150 年の周期でマグニチュード 8 クラスの巨大地震が発生している。
- 南海、東南海、東海の各地震はそれぞれ連動する傾向にあり、これらが同時に発生した場合、マグニチュード 9.1、大阪市域内の最大震度 6 弱が見込まれる。
- 安政東海地震からすでに 170 年近くが経過する中、南海トラフ沖での今後 30 年以内の地震発生率は 70～80%とされている。
- 地震に伴い発生する津波は、約 110 分後に住之江区に到達することが見込まれており、最大で市域の 1/3 が浸水することが見込まれている。

【上町断層帯地震（地震）】

- 豊中市から大阪市内を経て岸和田市に至る大阪平野を縦断する全長約 42km の活断層体である上町断層帯は、断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード 7.5～7.8、大阪市域内の最大震度 7 が見込まれている。
- 今後 30 年以内の地震発生率は 2～3%と活断層の中では発生確率の高い部類とされている。

【水害（河川氾濫、内水氾濫、高潮）】

- 大阪市の水害ハザードマップでは、淀川、大和川、西除川、石川、東除川、神崎川・安威川・天竺川・高川、寝屋川流域の河川（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川）、旧淀川流域の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）、内水氾濫、津波・高潮に関する浸水想定図が示されている。
- 大阪市域は、河川よりも市域が低いため、雨水等をポンプで排水しなければ湛水するおそれのある地形となっている。
- 河川氾濫では、淀川及び大和川が氾濫した際には 5.0m 以上の浸水が見込まれている。現在、淀川及び大和川流域において堤防等の整備が進められている。
- 内水氾濫は、大雨に伴い下水道の処理能力を超えた場合に発生するもので、大阪市では 10 年に一度の大雨（60 mm/h）に対応できるよう取り組んでおり、現在、80.4%の整備率となっている。
- 高潮は台風の接近に伴い発生し、特に満潮時と重なった場合に防潮堤や水門を超えて浸水被害をもたらすものである。平成 30 年台風第 21 号においては、第二室戸台風等を踏まえた対策の結果、浸水被害を食い止めることができた。

【台風】

- 熱帯の海上で発生する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速が 17m/h 以上のものを

「台風」といい、概ね 7～10 月にかけて大阪市域に接近・上陸が見込まれ、平成 30 年台風第 21 号接近の際には、大阪市域で最大瞬間風速 47.4m を記録し、市域内の建築物に多数の被害をもたらした。

【その他】

- 本市独自の事情として、密集市街地等狭隘な道路が多い地域もあることから、これらの地域では自然災害に起因する火災対応が困難な場合がある。
- 新型インフルエンザは 10 年から 40 年ほどの周期で世界的に流行し、感染被害を起こす傾向がある。特に令和 2 年から流行した新型コロナウイルス感染症では、令和 5 年に感染症法上位置付けが 5 類に移行されるまで何度も感染者数が急増する事態が起きており、大阪市内においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えた。

《参考：大阪市危機管理室ウェブサイト <https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/>》

2) 商工業者の状況（令和 3 年 6 月時点集計結果）

- ・ 商工業者数 119,218 者
- ・ 中小企業者数 118,448 者
- ・ 小規模事業者数 96,452 者（出典：中小企業庁公表資料、令和 5 年 12 月 13 日）

《事業継続計画（BCP）の策定状況》

	資本金 3 億円以下	資本金 3 億円超	全体
策定済み	36.5%	76.2%	46.4%
未 策 定	63.5%	23.8%	53.6%

※大阪商工会議所「能登半島地震が企業経営に及ぼす影響に関する緊急調査」（令和 6 年 1 月）

3) これまでの取組

A) 事業継続力強化支援計画に基づく事業実施以前（令和 2 年 3 月 31 日まで）

《大阪市》

- 大阪市地域防災計画（震災対策編、風水害編）の修正
- 大阪市防災・減災条例の制定（行政、市民、事業者の責務の明確化）
- 大阪市業務継続計画（BCP）の策定・更新
- 大阪市のウェブサイト（マップナビおおさか）において、市内の震度予測分布図や浸水想定区域図等をオープンデータとして情報提供
- 水害ハザードマップ、市民防災マニュアルの作成・配布
- 災害時避難所、津波逃避ビル、福祉避難所等の拡充
- 多様な媒体による災害情報の発信（防災スピーカ、緊急速報メール/エリアメール、大阪市防災アプリ、大阪市ウェブサイト、危機管理室ツイッター（現・X）、大阪市 LINE 公式アカウント、テレビのデータ放送、区役所広報車等）体制の整備・拡充
- 駅ターミナル周辺での帰宅困難者対策に向けた協議会の設置・運営
- 大規模災害で発生する避難者向けの備蓄物資の整備（南海トラフ巨大地震の想定避難者 53 万人分）

- 市職員の災害対応力向上を目的とした訓練の実施（9月、1月）
- 区役所による地域単位での防災訓練や講習会の実施
- BCP策定等に関する相談窓口の設置（中小企業の支援拠点である大阪産業創造館）
- 大阪産業創造館において、BCP等に関する実情に応じた支援の展開（啓発セミナー、策定コース、演習コース）

《大阪商工会議所》

- 事業継続力強化の重要性と支援施策等の周知・広報
- 事業者BCP策定を促すセミナーの開催
- 発災時（平成30年6月「大阪府北部地震」、同年9月「台風第21号」）における小規模事業者等への支援
 - ・被害状況等のヒアリング
 - ・特別経営相談窓口の設置
 - ・大阪府と公益財団法人大阪産業振興機構（現・大阪産業局）による「平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金」の申請仲介
- 大阪府商工会連合会「事業継続計画（BCP）策定 支援制度」の勧奨
- 損害保険会社との連携による、被災後の事業継続に備えるための保険制度の勧奨
- 大阪商工会議所自らの対応
 - ・BCPの策定（平成29年2月）
 - ・職員用水・食料等の備蓄、避難用品の配布
 - ・避難、消火、救護等の教育訓練の実施（年1回）
 - ・職員の安否確認システム（ウェブ）の導入
 - ・大阪府商工会議所連合会（大阪府内の全商工会議所で組織）における「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」の決議（令和元年7月）。これに基づき、発災時に被災した商工会議所とその地域の事業者を他の商工会議所が連携して支援。

B）事業継続力強化支援計画（認定：令和2年3月19日、実施期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）に基づく実績

※令和2年4月1日～令和6年9月30日集計、いずれも延べ数

《大阪市》

- 大阪市地域防災計画について、災害別の構成（震災対策編、風水害編）から、災害対応の段階に沿った構成（共通編、対策編）への見直し
- BCP策定等に関する相談窓口における相談 14件
- BCP等に関する実情に応じた支援
 - ・啓発セミナーの開催 13回、参加者 873人
 - ・ワークショップ 参加者 45社
- 簡易版BCP策定ツール「コンパクトBCP」の提供
 - ・ダウンロード数 782件
 - ・動画視聴回数（全6回） 10,993回

《大阪商工会議所》

○事業継続力強化（事業者BCPの策定等）に関する啓発・促進

- ・イベント、会合等での広報 12回、参加者 2,157人
- ・機関紙等の媒体による広報 13回、283,462部
- ・メール配信 配信数 3,500件

○BCPセミナー等の開催（連携事業者との共催を含む） 30回、参加者 1,853人

○計画の作成支援

- ・事業者BCP 1件
- ・事業継続力強化計画 22件
- ・大阪府の超簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版） 356件
- ・同上（新型コロナウイルス感染症対策版） 91件
- ・大阪府商工会連合会「事業継続計画（BCP）策定支援制度」の勧奨

《東京海上日動火災保険株式会社（連携事業者）》

○事業所への個別訪問等による事業継続力強化の啓発・促進 2,929者

○計画の作成支援

- ・事業者BCP 2件
- ・事業継続力強化計画 24件
- ・大阪府の超簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版） 276件
- ・同上（新型コロナウイルス感染症対策版） 74件

○被災後の事業継続に備えるための保険制度の勧奨

② 課題

- ・地震や水害等によって甚大な被害が発生した直後には事業者BCP策定に対する関心が高まる傾向にあるが、平時においては企業活動の中で策定等の取り組みは他より劣後してしまう。また、企業規模が小さくなればなるほど、事業者BCP策定に手が回らず、策定済みの割合が低くなる。まずは、自らの所在地のハザードマップを確認し、必要最低限の項目によって構成される簡易版のBCPを策定することは比較的取り組みやすいため、それらの支援を端緒とし、非常時の事業継続力強化への意識を高めていく。
- ・大阪市の規模（面積、事業者数等）からして、発災後の被害情報収集、事業者に対する復興支援等に関して大阪商工会議所の人員規模では限界があることは否めない（自らの被害が甚大な場合には、機能不全に陥る可能性がある）。

③ 目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計 2,900事業者
 - 令和7年度：580事業者
 - 令和8年度：580事業者
 - 令和9年度：580事業者
 - 令和10年度：580事業者
 - 令和11年度：580事業者

- ・自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策（事業者 B C P 策定等）の必要性を周知する事業者数の目標：計 50,000 事業者
 令和 7 年度：10,000 事業者
 令和 8 年度：10,000 事業者
 令和 9 年度：10,000 事業者
 令和 10 年度：10,000 事業者
 令和 11 年度：10,000 事業者
- ・非常時における連絡、情報共有を円滑に行うため、大阪市と大阪商工会議所の間における被害情報報告、共有ルートを維持・強化する。
- ・発災後速やかに復興支援が行えるよう、また感染症拡大等の事態に対策が円滑かつ有効に講じられるよう、それぞれの組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から整備しておく。

④ 大阪商工会議所の事業継続計画の有無

有（平成 29 年 2 月策定、令和 6 年 5 月一部修正）

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

大阪市と大阪商工会議所は連携して、大阪市域の事業者に対して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者等に対する災害リスクの周知

- 以下により、ハザードマップ等によって存在する災害リスクの周知を行うとともに、リスク対策の必要性、平時からの備え、発災時の対応、国・自治体の支援施策、事業者の先行事例等の情報を提供し、事業継続力強化への取り組みを啓発、促進する。
 - ・セミナーの開催（他をテーマとするセミナー、イベント等での案内資料の配布や説明を含む）
 - ・ウェブサイトや電子メール、広報紙等による情報発信
 - ・経営指導員や大阪商工会議所が連携する東京海上日動火災保険株式会社による事業所への訪問等
 - ・各施設内での案内チラシ、資料等の配架
- 情報セキュリティに関するリスクが高まっているため、対策に関するセミナーやワークショップの開催、有効な対策サービスの紹介等を行う。
- 感染症の拡大リスク等を踏まえ、適宜その状況と対策を周知する。

b) 小規模事業者等に対する事業者 B C P 策定支援

- 事業者 B C P 策定をテーマとしたセミナーやワークショップ等を実施する。

- 経営指導員が事業者BCP（大阪府の超簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版）を含む）の策定を支援する。また、簡易版のBCPを策定した事業者に対して、大阪府商工会連合会の「事業継続計画（BCP）策定 支援制度」を勧奨する等、より精緻な計画の策定を促す。
- 専門家の窓口相談や事業所派遣により、事業者BCP策定を支援する。
- 経営指導員等が中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定を支援する。
- 大阪商工会議所と連携する東京海上日動火災保険株式会社が簡易版の事業者BCP策定を支援する。

c)地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- 事業者を対象にBCPの策定状況等に関するアンケート調査を実施する。
- 経営指導員の事業所訪問や窓口相談、セミナー開催時に、個社の取組状況や策定に向けた課題、支援のニーズ等の把握を図る。

d)当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害の発生を想定し、大阪市と大阪商工会議所の連絡ルートの確認等を年1回程度行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e)大阪商工会議所自身の事業継続計画の策定

有（平成29年2月策定、令和6年5月一部修正）

f)関連団体等との連携

- 大阪商工会議所は令和2年4月に東京海上日動火災保険株式会社と以下の事項に関する連携協定を締結した。
 - ・中小企業・小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・中小企業・小規模事業者に対するBCP策定支援
 - ・中小企業・小規模事業者に対するBCP取組状況の確認・フォローアップ
 - ・経営指導員に対する中小企業・小規模事業者支援のための研修会実施
- 大阪府内のすべての商工会議所で構成する大阪府商工会議所連合会は令和元年7月、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を行った。これに基づき、発災時には、被災した地域の商工会議所と事業者の支援を他の商工会議所が連携して行う。

g)フォローアップ

- 大阪市と大阪商工会議所は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

2)発災後の対策

a)応急対策の実施可否の確認

- 大阪市と大阪商工会議所は、発災後24時間以内に安否確認システム（ウェブ）や電子メール、電話等で職員とその家族の安否確認と業務従事の可否確認等を行う。両者が把握する大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）、業務従事が可能な職員の人員等を両者

間で共有し、応急対策の実施の可否を確認する。

○感染症拡大時には、国・大阪府等の方針に基づき感染症対策を講じるとともに、職員の体調確認を行う。

b) 応急対策の方針決定

○大阪商工会議所は、災害対策本部長（専務理事）が緊急事態と判断した場合、災害対策本部を設置し、自らBCP発動の有無の判断と以下の災害対応班の設置を行う。

- ・ 会員企業支援班（会員企業の被害状況の確認・安否確認、支援情報の提供）
- ・ 緊急相談窓口班（緊急相談窓口の設置、金融支援、国・自治体が実施する緊急支援制度等の情報収集・発信）
- ・ 重要業務班（貿易証明業務、共済制度業務）

○大阪市と大阪商工会議所は、把握している被害状況、応急対策の実施体制の状況等をもとに、応急対策の方針と両者の役割分担等を決定する。なお、応急対策に必要な体制が確保できていない場合でも、実施可能な対策から順次着手する。

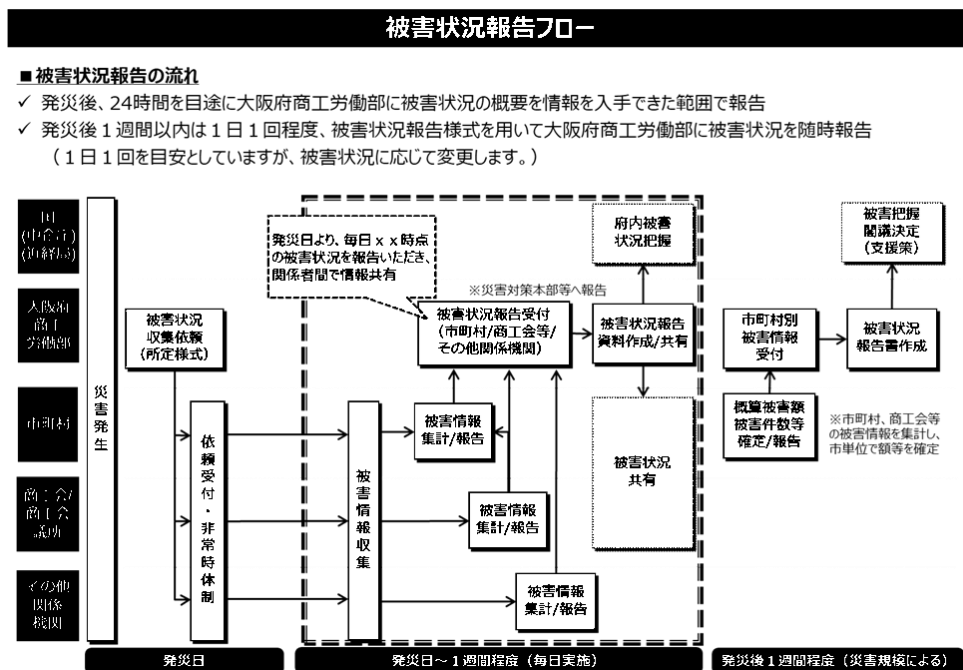
c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

○本計画により大阪市と大阪商工会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回
1週間～4週間	1週間に1回
4週間～3ヶ月	1ヶ月に1回
3ヶ月以降	3ヶ月に1回

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

○自然災害等発生時に、下図「被害状況報告フロー」に基づいて大阪市域の小規模事業者等の被害情報の報告を行うとともに、円滑かつ迅速に応急対策が講じられるよう指揮命令系統を整備する。



- 大阪市と大阪商工会議所が共有した情報を、大阪府が指定する方法により大阪市と大阪商工会議所から大阪府へ報告する。
- 感染症拡大時の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府が指定する方法により大阪市または大阪商工会議所から大阪府へ報告する。

4)応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援

- 地区内の小規模事業者等の被害状況を、事業所や業界団体、商店街等への個別ヒアリングにより調査する。
- 大阪市域の小規模事業者の被害状況等を踏まえ、必要に応じて、大阪産業創造館、大阪商工会議所の経営相談室・5支部等に緊急特別相談窓口を設置する（それぞれの施設の安全性と支援に必要な人員の確保ができる場合）。
- 大阪商工会議所は、国（中小企業庁）からの要請に基づき、被災事業者を支援するための特別相談窓口を設置する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、大阪市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症拡大時の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

5)地区内小規模事業者等に対する復興支援

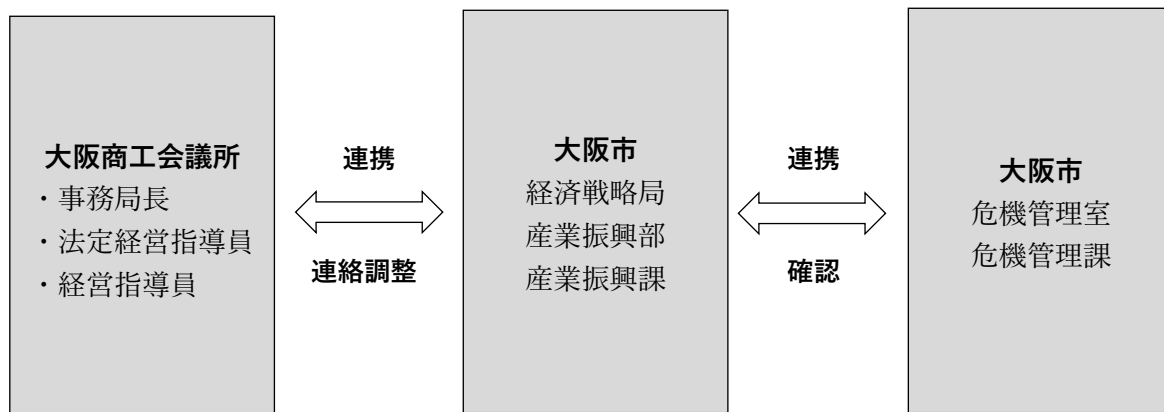
- 国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対して支援を行う。
- 大阪市と大阪商工会議所は、地区の被害規模が大きく、自らの職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援等を大阪府や日本商工会議所等に相談する。
- 大阪商工会議所は、必要に応じて、大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づき、大阪府内の他の商工会議所に支援を求める。

(別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 12 月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山田 恵子（連絡先は⑨参照）
 経営指導員 吉田 勝志（ ）
 経営指導員 加藤 陽二（ ）
 経営指導員 宮浦 康浩（ ）

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗管理、見直し等のフォローアップ（年 1 回以上）

⑨商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

○商工会／商工会議所

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2 番 8 号

電話：06-6944-6472（直通） ファックス：06-4791-0444

電子メール：soudanshitsu5@osaka.cci.or.jp

○関係市町村

大阪市経済戦略局 産業振興部 産業振興課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T Cビル O's 棟南館4階

電話：06-6615-3762（直通） ファックス：06-6614-0190

電子メール：ga0006@city.osaka.lg.jp

大阪市危機管理室 危機管理課

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号

電話：06-6208-7388（直通） ファックス：06-6202-3776

電子メール：cb0001@city.osaka.lg.jp

(別表 3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【大阪商工会議所】

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑩必要な資金の額	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
セミナー開催	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
チラシ作成配布	150	150	150	150	150
訪問・策定支援	50	50	50	50	50

調達方法
大阪府補助金、会費収入、事業収入等

【大阪市】

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑩必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
セミナー経費等 専門家謝金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

調達方法
自主財源

(別表4) 事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 専務取締役 柿木 一宏 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋三丁目5番12号 淀屋橋東京海上日動ビルディング (大阪北支店 法人営業第二チーム) 電話：06-6203-0633 ファックス：06-6203-0437 電子メール：MAIL39C5@tmnf.jp
ロ. 連携して実施する事業の内容
①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ・災害リスクと事業者BCP策定に関するセミナー、ワークショップの開催（大阪商工会議所との共催を含む） ・事業所訪問等による災害リスクの周知と事業者BCP策定の勧奨 ②小規模事業者等に対する事業者BCP策定支援 ・事業者BCP（簡易版を含む）、事業継続力強化計画等の策定支援 ③地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握 ・保険代理店を通じた、事業者BCP策定状況の把握とフォローアップ等
ハ. 連携して事業を実施する者の役割
①住所単位のハザードマップの提供（住所単位であるため、より具体的に災害リスクを注意喚起が可能） ②事業者BCP策定をテーマとしたセミナー・ワークショップの企画・運営（広範なネットワークを活用した支援先の掘り起こし） ③保険代理店を通じた、小規模事業者等の事業者BCP取組状況の確認・フォローアップ（広範なネットワークを活用した事業継続力強化の支援） ④経営指導員を対象とした研修会の企画・運営（災害リスクや対策に関する幅広い情報を提供） ⑤被災後の事業継続に備えるための保険制度の勧奨
二. 連携体制図等
<pre> graph TD A[大阪市] --- 連携 B[大阪商工会議所] B --- 連携 C[東京海上日動火災保険株式会社] B --> D[小規模事業者等] D --- E["・災害リスクの周知、取組状況の把握 ・事業者BCP等の策定支援 ・取組のフォローアップ 等"] </pre>